

諫早市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年1月27日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和2年度（後期：9月～12月実施分）定期監査結果報告

1 監査の対象

- 政策振興部 : 地域づくり推進課
健康福祉部 : 障害福祉課、こども支援課、保護課、保険年金課
商工振興部 : 商工観光課
建設部 : 建設総務課
上下水道局 : 水道課、下水道課

※監査の対象年度：令和元年度

2 監査の期間

令和2年9月28日（月）から令和2年12月18日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【健康福祉部 障害福祉課】

○納入通知について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第14条第1項によると、収入命令権者は歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に納入通知書を送付しなければならないと規定されているが、特別障害者手当等過払返納金に係る納入通知書の送達が遅滞している事例が見受けられた。

ついては、規則に基づく適正な事務の執行に努められたい。

【健康福祉部 こども支援課】

○調定事務において改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金の調定が任意の日で行われており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な調定事務の執行に努められたい。

○契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市契約規則第35条によると、監督又は検査は、市長が職員に命じて行うものとする規定されているが、諫早市病児保育事業業務委託において、検査命令の決裁を受けずに検査が行われ、検査調書の復命もなされていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な契約事務の執行に努められたい。

○業務委託について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託契約書第4条第2項によると、受注者は事故に備え傷害保険に加入するものと規定されているが、傷害保険に加入せず業務遂行している事例が見受けられた。

については、適切な業務委託の執行に努められたい。

○補助金の交付事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市補助金等交付規則第4条第1号及び第2号によると、補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定める申請書に補助事業の事業計画書及び収支予算書を添えて提出しなければならないと規定されているが、諫早市母子寡婦福祉会運営費等補助金において、同会総会での承認前の書類で申請書を受理し交付決定している事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な補助金の交付事務の執行に努められたい。

【商工振興部 商工観光課】

○調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、行政財産の目的外使用料が許可日ではない任意の日で調定している事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な調定事務の執行に努められたい。

【建設部 建設総務課】

○占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収し、占用の期間が1年を超える場合にあっては、初年度分については当該占用の開始前に、次年度以降分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収すると規定されているが、占用の期間1年以下の占用料が占用開始前に徴収されておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例及び次年度以降分の占用料が4月30日までに徴収されていない事例が見受けられた。

については、条例に基づく適正な占用料の徴収事務の執行に努められたい。

○占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市公共下水道条例第29条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収すると規定されているが、占用料が占用開始前に徴収されていない事例が見受けられた。

については、条例に基づく適正な占用料の徴収事務の執行に努められたい。

○備品の管理について改善を求めるもの

【指導事項】

1点の取得価格又は見積価格が1万円未満の物品において、備品として管理されており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

また、管理換えの備品について、備品管理記録票が作成されていない事例が見受けられた。

については、適切な備品の管理に努められたい。

○占用許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

道路占用許可の条件として提出することとなっている工事竣工届については、工事完了後1か月後までに市長に提出することとなっているが、未提出や提出の遅延など、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。については、適切な占用許可事務の執行に努められたい。

【上下水道局 水道課】

○契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市上下水道局契約事務規程第19条第1項第1号によると、随意契約をすることができる場合の予定価格について、(6)前各号に掲げるもの以外のものは50万円を超えないものをするときと規定されているが、長田6号取水場管理用道路整備工事委託の事業執行伺兼見積業者選定伺(契約方法の決定及び見積徴取伺)において、定められた額を超えた予定価格で随意契約を適用している事例が見受けられた。

また、諫早市上下水道局事務決裁規程別表第2の4によると、工事以外の契約で設計額が500万円未満の契約方法の決定の専決者は課長と規定され、経営管理課長及び契約管財課長に合議すること(修繕工事については130万円、その他のものについては30万円を超えるものに限る。)と規定されているが、合議がなされていない事例が見受けられた。

については、規程に基づく適正な契約事務の執行に努められたい。

○補助事業の執行について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市補助金等交付規則第12条第3号によると、補助事業等が予定の期間内に完了しないときは、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならないと規定されているが、諫早市簡易水道及び飲料水供給施設整備事業補助金交付の対象事業である、長野簡易水道組合配水管敷設替・ポンプ室建替工事の期間を延長しているにもかかわらず、事業計画の変更手続きが行われていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な補助事業の執行に努められたい。

○補助金交付事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第35条第4項によると、請求書に使用する印鑑は、契約書、見積書、申請書等一連の書類に使用されたものと同じのものでなければならな

いと規定されているが、諫早市簡易水道及び飲料水供給施設整備事業補助金交付申請の一連の書類において、同一印鑑ではない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な補助金交付事務の執行に努められたい。

【上下水道局 下水道課】

○契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市上下水道局契約事務規程第19条第1項第1号によると、随意契約をすることができる場合の予定価格について、(6)前各号に掲げるもの以外のものは50万円を超えないものをするときと規定されているが、工事委託発注伺(契約方法の決定及び見積徴取伺)において、定められた額を超えた予定価格で随意契約を適用している事例が見受けられた。

また、諫早市上下水道局事務決裁規程別表第2の4によると、工事以外の契約で設計額が500万円未満の契約方法の決定の専決者は課長と規定され、経営管理課長及び契約管財課長に合議すること(修繕工事については130万円、その他のものについては30万円を超えるものに限る。)と規定されているが、合議がなされていない事例が見受けられた。

については、規程に基づく適正な契約事務の執行に努められたい。